

弁護士費用のご説明（一般民事事件）

事件等		報酬の種類	弁護士報酬の額		備考
金銭請求 (売掛金, 貸金, 交通事故, 損害賠償等)	訴訟	着手金	経済的な利益の額が 300万円以下の場合 3000万円以下の場合 3億円以下の場合	8% 5%+9万円 3%+69万円	※着手金の最低額は10万円 ※交渉・調停から訴訟を受任する場合は, 2分の1の額
		報酬金	経済的な利益の額が 300万円以下の場合 3000万円以下の場合 3億円以下の場合	16% 10%+18万円 6%+138万円	※報酬額の最低額は20万円
	交渉調停	着手金 報酬金	訴訟に準ずる。ただし, 3分の2に減額することができる。		※着手金の最低額は10万円
不動産 (明渡し, 賃料増額請求等)	訴訟	着手金 報酬金	金銭請求に準ずる。		※明渡請求の「経済的利益」は, 敷地の評価額の2分の1
	交渉調停	着手金 報酬金	訴訟に準ずる。ただし, 3分の2に減額することができる。		※明渡請求の「経済的利益」は, 敷地の評価額の2分の1
離婚等	訴訟	着手金		20万円~30万円	※財産分与, 慰謝料等の請求は, 金銭請求の例による
		報酬金		30万円~50万円	※財産分与, 慰謝料等の請求は, 金銭請求の例による
	交渉調停	着手金 報酬金	訴訟に準ずる。ただし, 3分の2に減額することができる。		
遺産相続	審判	着手金 報酬金	金銭請求に準ずる。		※遺産のうち争いのない範囲の「経済的利益」は, 評価額の3分の1
	交渉調停	着手金 報酬金	審判に準ずる。ただし, 3分の2に減額することができる。		※遺産のうち争いのない範囲の「経済的利益」は, 評価額の3分の1

※弁護士費用の種類は次のとおりです。

- 着手金 事件等を依頼したときに, その事件を進めるにあたって委任事務処理の対価としてお払いいただくもの
- 報酬金 事件等が終了したとき(勝訴判決・和解成立・調停成立・示談成立などの場合)に, 成功の程度に応じて, 委任事務処理の対価としてお支払いいただくもの
- 手数料 事務的な手続等を依頼したときに, 委任事務処理の対価としてお支払いいただくもの

※弁護士報酬のお支払時期は, 次のとおりです。

- 着手金及び手数料 事件又は法律事務の依頼を受けたとき
- 報酬金 事件等の処理が終了したとき

※金額は, 消費税法(昭和63年法108)に基づき弁護士の役務に対して課せられる消費税の額に相当する金額は含まれておりません。

※弁護士報酬の額は, あくまで標準的な金額を定めたものであり, 事件等の難易, その処理に要する利益等を考慮して, 増減することがあります。



かしわざき法律事務所